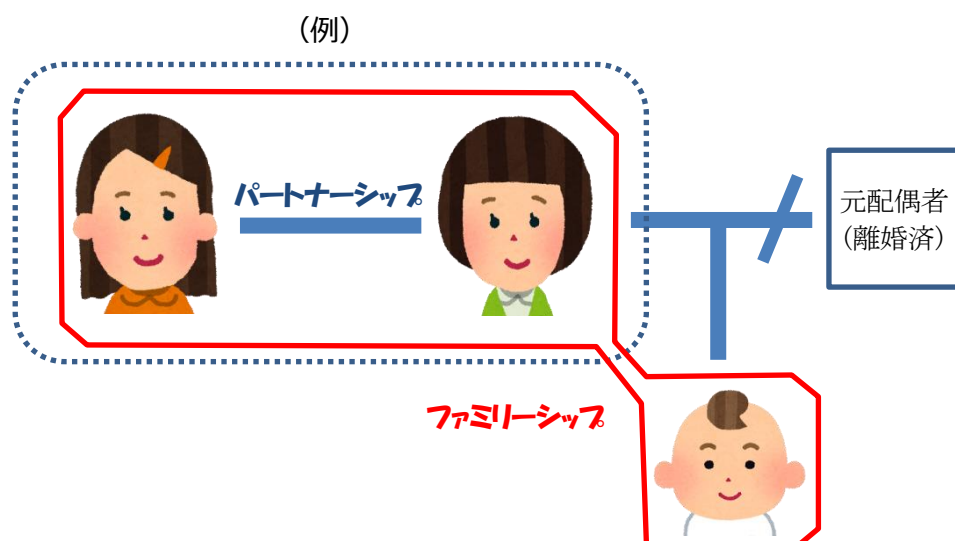


## ファミリーシップ制度の導入について

### 1 ファミリーシップ制度とは

双方又は一方が性的少数者で、日常生活上の相互協力を宣誓（届出）した2人がパートナーシップ関係となり、双方又は一方の子又は親を含めた当事者が家族と同様の関係であることを宣誓（届出）したことに対する証明書を行政が発行するもの。

なお、本制度は法律上の効果を証明するものではない。



### 2 制度のメリット

- (1) 家族同様に対応されることによる生活上の安心感が得られる。
- (2) 一部の行政手続きにおいて代理で行うことができる。

(他市町の例)

- ・パートナーやその子どもの税証明書取得（委任状不要；宣誓証明書提示）
  - ・子ども医療費や児童手当の手続き（委任状不要；宣誓証明書提示）
- (3) 診療所や訪問看護ステーションで家族同様に病状説明を受けることができる。

### 3 制度の課題

- (1) 未成年の子どもをどのように確認・反映するのか？
- (2) パートナーシップ制度における都市間連携が課題として浮彫りとなっており、転出・転入する際には未成年者も含めた家族の手続きの軽減となることも要請されることが見込まれる。